

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人ふなおか福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年8月26日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・理事については、正しい任期で委嘱すること。
- ・理事会の運営を適切に行うこと。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切な会計処理を行うこと。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>理事の任期は、評議員会で選任されたときから開始されるにも関わらず、令和6年7月に開催した評議員会において選出した理事の任期について、選任前の「令和6年5月1日から」としていた。</p> <p>については、理事の任期について正しい期間で委嘱すること。</p> <p>(法第45条)(定款第19条)(FAQ問44-6)</p>	
2	<p>規程の改正は理事会の権限であるにもかかわらず、令和5年10月1日施行及び令和6年4月1日施行の給与規程の改正について理事長が専決し、令和6年5月23日開催の理事会で事後報告していた。</p> <p>については、日常の業務として理事会が定める理事長専決事項に該当しないものについては、理事会の決議を受けること。</p> <p>(定款第24条)(定款細則第8条)</p>	
3	<p>理事会に代えて、監事にも理事と同等の議決権が付与された定款に定めのない「理事・監事合同会議」が設けられていた。</p> <p>理事会は全ての理事で組織し、法人の業務執行の決定や理事の職務の執行の監督するものであり、一方、監事は理事会へ出席し異議を述べるなど理事の職務の執行を監査する立場であり、理事会の議決権は有しない。よって、理事と監事が同じ立場で議決権を行使することはそれぞれの役割が果たされていないだけではなく、理事会も正しく機能していない状態であると言わざるを得ない。</p> <p>については、適切な法人運営を行うため、理事会を定款に従って開催するとともに、理事、監事、理事会は法令や定款に従いそれぞれの役割</p>	

	<p>を適正に果たすこと。 （法第45条の13、法第45条の14第4項、法第45条の18、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第101条） （定款第18条、第23条、第24条）</p>	
--	--	--